なんチャンネル 第5回

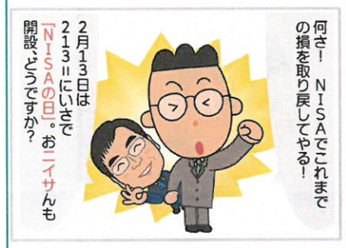

NISAってなにさ（NA・NI・SA）

NISA（少額投資非課税制度）とは、株式に係る所得税が非課税になる制度です！

アベノミクス「三本の矢」の一本、「成長戦略」の一環でもあるこの制度は、施行３年目の今年から（平成 28 年 1 月 1 日～）以下のように拡大されます。

（1）非課税投資枠 100 万円 ⇒ **120 万円**

（2）ジュニア NISA 開始（非課税投資枠 **80 万円**）

20.315%の税金が非課税

2016 年から 2023 年まで、毎年 **120 万円**分の株式投資に係る所得が非課税となる制度。

⚠ 通常、所得税 15.315%＋住民税 5%が課税されます。

非課税額は上限なし！

NISA 口座の非課税期間は、その投資を始めた年から最長５年間。

⚠ NISA 口座の非課税投資枠は最大で 600 万円分（120 万 ×5）

毎年 120 万円の非課税枠とは、投資額が対象です。値上がり益には上限がありません！

【注意】譲渡損失は損益通算不可

ただし、株式を売却して損失が出た場合には、配当や譲渡益と通算できません！

ジュニア NISA 開始！

これまで 20 歳以上の方のみが対象でしたが、2016 年（平成 28 年）からは、0～19 歳の未成年者も NISA 口座を開設できることとなり、80 万円までの非課税投資枠を利用できるようになりました。

年齢は、口座開設年の１月１日で判断します。

編集後記

『知って得する相続税』絶賛好評発売中!!

●『知って得する相続税』が今、売れ行き絶好調です。本書は、インターネット書店のAmazon、又は難波総合事務所でお買い求めいただけます。

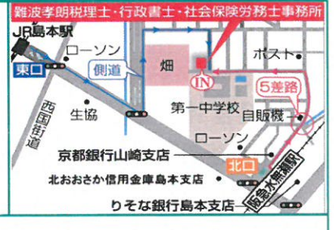

税理士
行政書士
社会保険労務士
難波総合事務所

大阪府三島郡島本町
水無瀬1-5-9
電話：075-961-0812
FAX：075-961-0818
web：http://namba-one.com/　e-mail：t -namba@sirius.ocn.ne.jp

詳しい資料をご用意しております。お気軽にお問い合わせください。

税金や社会保険の疑問をスッキリ解消する総合情報誌

なんJournal

2016 02

今月号の特集

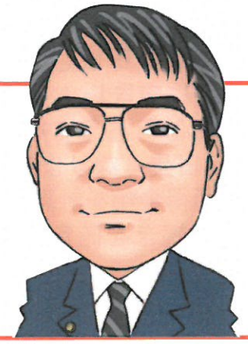

●確定申告のチェックポイント
●補助金を使って、新規顧客を増やそう！
●なんチャンネル　『NISA ってなにさ？』

2016年02月の主な予定

◆ 2月10日 ◆
・源泉徴収税の納期限（毎月納付）
・特別徴収住民税の納期限 (毎月納付)

◆ 2月 ◆
・固定資産税　第4期分の納付
・決算期の定めのない人格なき社団等の法人税申告

◆ 1月1日～3月15日 ◆
・平成27年分所得税の還付申告受付開始

◆ 2月16日～3月15日 ◆
・平成27年分所得税の確定申告受付開始

◆ 随時 ◆
・雇用保険の資格取得又は資格喪失
・社会保険の資格取得又は資格喪失

確定申告時期到来！

●１年で一番忙しい確定申告時期を迎えました。スタッフ一同、気を引き締めて頑張ります。チェック体制の強化、見直しの徹底で、税理士業務の基本を忠実に実行してまいります。期限内申告の実施にむけ、早期に資料回収をさせていただきます。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。持ち前の行動力でこの確定申告時期を乗り切ってまいります。

●所内では、確定申告の研修及び所得税法の勉強を通して皆様方のお役に立てるように研鑽しております。難波孝朗総合事務所に任せてよかったと思っていただけるように日々努力してまいります。

●最後になりましたが、皆様方の御健勝御祈念申し上げます。

確定申告のチェックポイント

確定申告のあらまし

●所得税は、1月1日から12月31日までの1年間に得た全ての所得と、その所得についての税金を計算して、**2月16日から3月15日までの間に申告し、納める**ことになります。(平成28年はうるう年なので今年は確定申告期間が1日長くなります)。このように1年間に得た所得金額を計算し、税金を算出して申告する手続きを確定申告と言います。

納付と振替納税

●所得税の納期限
➡平成28年3月15日(火)
●消費税及び地方消費税の納期限
➡平成28年3月31日(木)

振替納税の利用をされる場合
●所得税
➡平成28年4月20日(水)
●消費税
➡平成28年4月25日(月)

誤りやすい事例

① 配当所得

●平成27年中に上場株式等の配当等の支払を受ける際には、所得税(復興特別所得税を含む)15.315%、住民税5%の割合で源泉徴収されています。所得税の納付額を計算する際は、所得税の源泉徴収税額のみ差し引き、住民税は差し引きません。(住民税の5%は確定申告書第二表の住民税の配当割額控除額欄に記載します。)

② 不動産所得

●アパートなど2人以上で共有している場合、事業的規模の判定については、その不動産全体の貸付けの規模で判定されます。

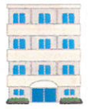

規模の判定の形式基準

ⅰ)アパート等については独立した**室数がおおむね10室以上**
ⅱ)独立家屋については**おおむね5棟以上**

●事業的規模の場合、青色申告の承認を受け、複式簿記で記帳して、貸借対照表を作成すれば、青色申告特別控除65万円の控除が可能となります。また、青色事業専従者に対して支給した給与の額のうち、適正な金額については、**青色事業専従者給与**として不動産所得の必要経費に算入できます。

③ 一時所得

●国民年金や厚生年金の受給を受けている者が、受けとるべき年金を受け取らず死亡した場合は、その年金を受けとった遺族の一時所得に該当し、所得税の対象となります。(相続税の対象とはなりません。)

④ 雑所得

●公的年金以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合に、その赤字は公的年金等の所得から差し引くことができます。

●公的年金等に係る雑所得の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告書の提出は要しないこととされています。
ただし、住民税の申告が必要な場合があります。

まとめ

●確定申告は所得税法を中心に幅広い知識が必要となってきます。迅速・丁寧・正確をモットーにあと2ヶ月間最大限に努力してまいります。

補助金を使って新規顧客を増やそう!

【新規顧客開拓の営業活動に、補助金が出ます!】

小規模事業者持続化補助金を活用すると、経営計画に基づいて販路開拓に取り組む場合の費用の2／3が補助されます(上限50万円)。　**(受付期限3月下旬までの予定)**

【どんな業者が対象になるの?】

対象になるのは、小規模事業者です。以下の表をご覧ください。

業　種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

【どういう取り組みが対象になるの?】

対象になる取り組み例を挙げてみます。

1. **広告宣伝**
   ・新たな顧客層を取り込むため、チラシやポップを作成
   ・マスコミでの広告、WEBサイトのリニューアルや新規作成
2. **集客力を高めるための店舗改装**
   ・高齢のお客様向けに、和式トイレを洋式トイレに改装
   ・昔からの座敷を掘りごたつに改装
3. **展示会・商談会への出店**
   ・販路拡大のため、国内外の展示会への出展
4. **商品パッケージなどの変更**
   ・古くなった商品パッケージのデザインを一新
   ・新しい包装紙の導入

【どういう手続きが必要なの?】

「経営計画書」「補助事業計画書」を作成し、日本商工会議所へ申請します。採択が決まれば、取り組みを実施し、実績を報告します。報告書のチェックを経て、補助金が下ります。

手続きは、難波事務所にお任せください!